

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 字の区域の変更(地方課)

字の区域の変更等(二件) (〃)

土地改良法による換地処分(二件) (農村整備課)

## 告 示

鳥取県告示第六百九十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による奥粟

谷地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十三年二月十五日現在の地番による。)
折渡字フケ田	折渡字フケ田のうち六〇七の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 折渡字鍛冶屋床道下タ六二五の一の一部
折渡字鍛冶屋床 道下タ	折渡字フケ田六〇七の一の一部及びこれと一体をなす国有地 折渡字鍛冶屋床道下タのうち六二五の一の一部以外の区域
折渡字梅ヶ谷尻	折渡字梅ヶ谷尻のうち七三五の二及びこれと一体をなす国有地並びに七三三、七三五の一、七三九と一体をなす国有地の一部以外の区域
折渡字宗左衛門 屋敷	折渡字梅ヶ谷尻七三五の二及びこれと一体をなす国有地並びに七三三、七三五の一、七三九と一体をなす国有地の一部 折渡字宗左衛門屋敷のうち七五九の一部、六七一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
折渡字祖母田	折渡字祖母田のうち七六九の一、七七〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
折渡字川原田	折渡字川原田のうち七七四の一及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域

折渡字大岩ノ本	折渡字宗左衛門屋敷七五九の一部、七六一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 折渡字川原田七七四の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 折渡字大岩ノ本のうち七八八の二、七八九及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七八七、七八八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
折渡字大岩ノ上	折渡字祖母田七六九の一部、七七〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 折渡字川原田七七四の一部及びこれと一体をなす国有地 折渡字大岩ノ本七八八の二、七八九及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七八七、七八八の一と一体をなす国有地の一部 折渡字大岩ノ上ミの全域 折渡字吉渡尻下モ七九九から八〇一までの一部及びこれらと一体をなす国有地
折渡字吉渡尻下	折渡字祖母田七六九の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 折渡字吉渡尻下モのうち七九九から八〇一までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
折渡字吉渡尻	折渡字吉渡尻の全域 折渡字鐘床ノ上ミ八四九の一部、八五〇の一部、八五一の一の一部、八五一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
折渡字鐘床ノ上	折渡字鐘床ノ上ミのうち八四九の一部、八五〇の一部、八五一の一の一部、八五一の二の一部、八六二の一部、八六五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

折渡字奥山新田	折渡字奥山新田八七八の一部、八七九の一部 折渡字鐘床ノ上ミ八六二の一部、八六五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 折渡字奥山新田のうち八七八の一部、八七九の一部、八八七の一部、八八九から八九二までの一部以外の区域 折渡字奥山扇谷八九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
折渡字奥山扇谷	折渡字奥山新田八八七の一部、八八九から八九二までの一部 折渡字奥山扇谷のうち八九四の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第六百九十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による飛時原地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年七月十九日

鳥取県知事 西 届 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十三年二月十五日現在の地番による。）
神福字小鳥立	神福字小鳥立のうち四九九の一四及びこれと一体をなす国有地並びに四九九の二、四九九の八、四九九の一、四九九の一三と一体をなす国有地の一部以外の区域
神福字野原	神福字野原のうち五〇〇の二の一部、五〇〇の三、五〇〇の三及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇〇の一三と一体をなす国有地の一部以外の区域
神福字野原長ウネ尻リ	神福字野原五〇〇の二の一部、五〇〇の三及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇〇の一三と一体をなす国有地の一部 神福字野原長ウネ尻リの全域 神福字奥野原五一、五一二の一部、五一四の一部、五一五の一部、五一七の一部 神福字家ノ上エ五三五の二
神福字奥野原	神福字小鳥立四九九の一四及びこれと一体をなす国有地並びに四九九の二、四九九の八、四九九の一、四九九の一三と一体をなす国有地の一部 神福字野原五〇〇の二の一部、五〇〇の三及びこれらと一体をなす国有地 神福字奥野原のうち五一、五一二の一部、五一四の一部、五一五の一部、五一七の一部以外の区域 神福字八幡原五二三の一の一部、五二三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 神福字八幡原落五二五の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部
神福字八幡原	神福字八幡原のうち五二三の一の一部五二三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

神福字家ノ前	神福字八幡原落のうち五二五の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
神福字家ノ上エ	神福字家ノ上エのうち五三五の二以外の区域
神福字上ミ飛時原	神福字上ミ飛時原のうち六一八の二及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域 神福字小田之谷六二四の二の一部、六二五の一部及びこれらと一体をなす国有地
神福字小田之谷	神福字小田之谷のうち六二四の二の一部、六二五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
神福字鉄クソ谷	神福字鉄クソ谷のうち六二六の三七から六二六の四二まで、六二八、六二九、六三一の二、六三七の二、六三八の二、六四三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
神福字大口田	神福字鉄クソ谷六二六の三七、六二六の三八、六二六の三九の一部、六二六の四一、六二六の四二、六二八、六二九、六四三の一及びこれらと一体をなす国有地 神福字大口田の全域 神福字落田六四七の一の一部、六四八
神福字落田	神福字上ミ飛時原六一八の二及びこれと一体をなす国有地の一部 神福字鉄クソ谷六二六の三九の一部、六二六の四〇 神福字落田のうち六四七の一の一部、六四八、六五〇の一の一部、六五〇の三以外の区域 神福字峠ノ上ミ道下タ六五一の一及びこれと一体をなす国有地

<p>神福字峠ノ上ミ 道下タ</p>	<p>有地</p>
<p>神福字堂塔</p>	<p>神福字峠ノ上ミ道下タのうち六五一の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>神福字峠道下タ</p>	<p>神福字鉄クソ谷六三一の二 神福字落田六五〇の一の一部、六五〇の三 神福字堂塔の全域 神福字峠道下タ六六〇の二及びこれと一体をなす国有地並びに六五四、六六〇の一と一体をなす国有地の一部 神福字清水田六八〇の一部、六八一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>神福字道下タ</p>	<p>神福字峠道下タのうち六六〇の二及びこれと一体をなす国有地並びに六五四、六六〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>神福字神田</p>	<p>神福字道下タのうち六六一の一、六六二の一以外の区域</p>
<p>神福字大前</p>	<p>神福字神田のうち六六四の一、六六五以外の区域</p>
<p>神福字新屋道下 タ</p>	<p>神福字大前のうち六七〇の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>神福字畑ケ田</p>	<p>神福字新屋道下タのうち六七一、六七二の一、六七三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>神福字清水田</p>	<p>神福字鉄クソ谷六三七の二、六三八の二 神福字畑ケ田のうち六七四の一の一部、六七五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六七八と一体をなす国有地以外の区域 神福字清水田六八一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>神福字中八斗無 シ</p>	<p>神福字峠道下タ六六一の一、六六二の一 神福字前田の全域 神福字神田六六四の一、六六五 神福字釜田の全域 神福字田屋田の全域 神福字大前六七〇の一及びこれと一体をなす国有地 神福字新屋道下タ六七一、六七二の一、六七三の一及びこれらと一体をなす国有地 神福字畑ケ田六七四の一の一部、六七五の一部及びこれらと一体をなす国有地 神福字清水田のうち六八〇の一部、六八一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 神福字口八斗無シ六八二の一部</p>
<p>神福字口山根田</p>	<p>神福字中八斗無シのうち六八四から六八六まで及びこれらと一体をなす国有地並びに六八八と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>神福字又市田の全域</p>	<p>神福字畑ケ田六七八と一体をなす国有地 神福字中八斗無シ六八四の一部、六八五の一部、六八六及びこれらと一体をなす国有地並びに六八八と一体をなす国有地 神福字又市田の全域 神福字口山根田のうち六九三の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 神福字向田の全域</p>

	<p>廃止する字の名称</p>	<p>神福字作り木</p>	<p>神福字作り木奥</p>	<p>神福字作り木尻</p>	<p>神福字袋尻</p>	<p>神福字尻り山根田</p>
	<p>神福字八幡原落、神福字前田、神福字釜田、神福字田屋田、神福字口八斗無シ、神福字大久保田、神福字又市田、神福字向田</p>	<p>神福字作り木のうち七一一の三〇、七一一の三一以外の区域</p>	<p>神福字作り木尻り七〇〇の一部、七〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地 神福字作り木奥の全域 神福字作り木七一一の三〇</p>	<p>神福字作り木尻りのうち六九八の一、六九八の二の一部、六九八の三、七〇〇の一部、七〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 神福字作り木七一一の三一</p>	<p>神福字袋尻りの全域 神福字作り木尻り六九八の一、六九八の二の一部、六九八の三及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>神福字尻り山根田六九五の一の一部 神福字口山根田六九三の一部及びこれらと一体をなす国有地 神福字尻り山根田のうち六九五の一の一部以外の区域</p>

<p>大字泊字種ヶ谷</p>	<p>大字泊字左京</p>	<p>区域を変更する字の名称</p>
<p>大字泊字種ヶ谷のうち一一の一、一一の四、一一の六、一一の三、二四の二、二五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字泊字種ヶ谷一一の一、一一の四、一一の六、一一の三、二四の二、二五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字泊字種ヶ谷二六の一、二六の二、三一の一、三一の三、三二の三、三三の一、三四の二、三六の四、三八の二、四〇の五、四二の一、四二の二、四三の三、四五の二、四六の二、四七の六、四七の八、五九の二、六〇の一、七六の三、七六の四及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字泊字小左京二二三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字泊字奥左京三二二 大字泊字二ノ美須ヶ谷三八二の二 大字泊字ラドロ林四三四の一、四三六の二、四三七 大字泊字左京の全域 大字泊字中左京の全域 大字泊字美須ヶ谷の全域</p>	<p>同上の区域（昭和六十三年六月十四日現在の地番による。）</p>

鳥取県告示第六百九十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、泊村長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

大字泊字二ノ種ケ谷	大字泊字二ノ種ケ谷のうち二六の一、二六の二、三一の一、三一の三、三二の三、三三の一、三四の二、三六の四、三八の二、四〇の五、四二の一、四二の二、四三の三、四五の二、四六の二、四七の六、四七の八、五九の二、六〇の一、七六の三、七六の四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字泊字小左京	大字泊字小左京のうち二二三の二及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字泊字奥左京	大字泊字奥左京のうち三二二以外の区域
大字泊字二ノ美須ヶ谷	大字泊字二ノ美須ヶ谷のうち三八二の二以外の区域
大字泊字ヲドロ林	大字泊字ヲドロ林のうち四三四の一、四三六の二、四三七以外の区域
廃止する字の名	大字泊字中左京、大字泊字美須ヶ谷

鳥取県告示第六百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業に係る奥粟谷地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業に係る飛時原地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次